

日本玩具協会会員  
ST マーク使用許諾契約者各位

平成 24 年 9 月 27 日  
日本玩具協会

### ST 基準第 1 部・第 2 部改定のお知らせ

1. 平成 24 年 9 月 27 日開催の理事会において、ST 基準第 1 部（機械的・物理的特性）・第 2 部（可燃安全性）、及び表示関係ガイドラインが改定されましたので連絡させていただきます。
2. 改定基準（及び表示関係ガイドライン）は、新基準への初期の対応が可能となる時期を考慮して、平成 25 年 1 月 1 日から施行致します。（施行日：平成 25 年 1 月 1 日）
3. なお、施行は平成 25 年 1 月 1 日とするものの、今回の改定は内容が多岐に亘ることや改定基準を製品に反映・浸透させるのに一定の期間が必要なことから、ST マーク制度においては、平成 26 年 3 月末まで経過措置を講じます（一部は平成 28 年 3 月末まで）。  
（経過措置の内容は、2 ページ目を参照。）

経過措置の間は、ST マーク制度において、現行基準（改定前の基準）と改定基準を対等に位置付け、ST 申請者は現行基準に基づいて ST 検査を受検できます。

ST マーク使用許諾契約企業におかれましては、経過措置を活用しつつ、改定基準への対応を進めて頂ければと存じます。

また、流通関係者等におかれましては、上記の経過措置の円滑な実施につき、ご理解・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

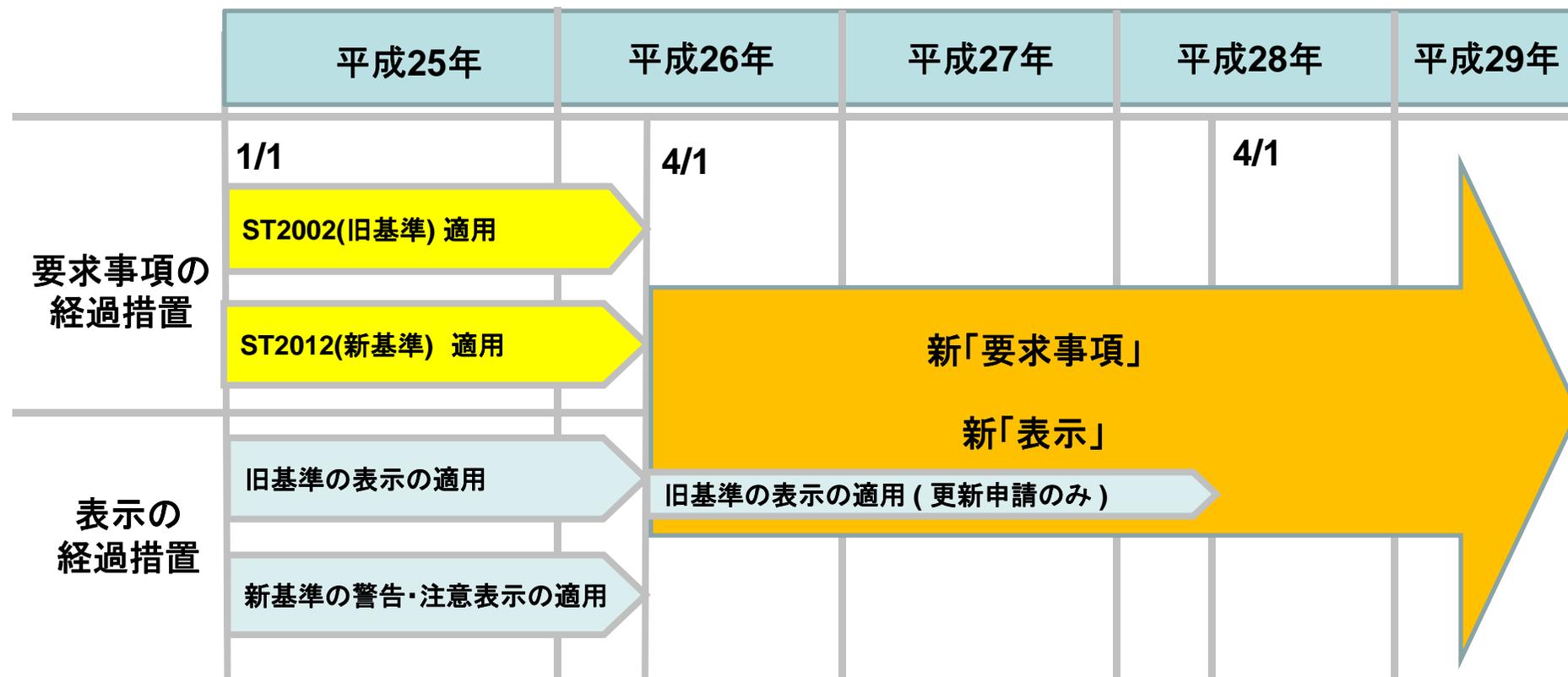
4. 改定基準書（印刷物）は平成 24 年 10 月 3 日に出版予定です。  
販売予約を受け付けています。（10 月 12 日まで。予約の様式等は当協会 HP 参照）  
（基準書の発売まで、当協会 HP に改定基準を掲載しています。（閲覧可能。禁コピー設定））
5. 東京・大阪で改定基準の説明会の開催を予定しています。

10 月 5 日（金） 大阪説明会（午後 2～4 時、大阪国際交流センター）

10 月 11 日（木）、12 日（金） 東京説明会（午後 2～4 時、東プラ健保会館）

担当：日玩協事務局 中田・小林  
電話 03-3829-2513

# ST2012の経過措置



1. 実施日 : 改定基準は、平成25年1月1日から適用を開始する。
2. 経過措置 : (1) 平成26年3月末までは、旧基準でも申請を受け付ける。(ダブルトラック)  
 (2) 上記(1)にあって、「要求事項」と「表示」を、それぞれ新旧の組合せで申請を認める。  
 (なお、旧「要求事項」、新「表示」の組合せでの申請も可能だが、実際は下記(3)(全て新基準での申請)で、新要求事項に不適合となったケースが多いと予想される。)  
 (3) 新基準で不適合となった場合、当該製品について(修正を加えず)、改めて旧基準にて申請することが可能。なお、その際、「第3部の検査結果」の「転用」を認める。  
 (4) (継続商品の)更新申請については、平成28年3月末まで旧基準での表示を認める。  
 (5) 平成28年4月1日からは、(経過措置完了により)全て新基準で対応。